

第3次 おおい町  
男女共同参画プラン

ダイジェスト版



平成30年3月

おおい町

## 計画策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、将来にわたって豊かで活力ある社会を築いていく上で特に重要な課題であり、男女が共に生きやすい社会をつくることでもあります。

しかし、社会全般においては、人々の意識や行動のなかに、家庭・地域・職場などのあらゆる分野で性別による固定的な役割分担意識が見られ、差別・偏見、男女の役割に対する固定的な見方が未だに残っています。

また、おおい町においても、平成28年度に行った意識調査アンケートの結果をみると、「男女共同参画」について少しずつ理解は深まってきてはいるものの、依然として、不平等さを感じている方が多いということが分かりました。

※「男女共同参画」という言葉・意味を知っている方や興味を持っている方が半数以上占めている一方で、家庭生活や職場で「男性が優遇されている」と感じている方が約半数を占めています。

『第2次おおい町男女共同参画プラン』は、平成29年度をもって計画期間が終了するため、これまでの状況や課題、社会情勢の変化を踏まえ、より効果的な男女共同参画の推進に向けて、新たに第3次計画を策定するものです。

男女共同参画社会は、行政の取り組みだけで実現するものではありません。各個人・各組織が男女共同参画推進のために「何をなすべきか?」、「何ができるか?」を常に問う必要があります。それらが相互に影響し合い、効果が積み重なっていくのです。

そのために、広く町民の方々をはじめ、各種団体、事業所、区などに理解と協力を求め、家庭、職場、地域での実践を期待します。

『第3次おおい町男女共同参画プラン』は、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進施策の基本的方向と具体的な施策を明らかにするものであり、また、町民一人ひとりが男女共同参画推進に取り組むための指針ともなるものです。

## 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づく男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての基本的な計画として（該当箇所：第3章－2－基本目標Ⅱ①②）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する施策についての基本的な計画として（該当箇所：第3章－2－基本目標Ⅲ①）も位置付けます。

## 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。



# 計画の基本目標と施策体系

基本目標	課 題	施 策 の 方 向
Ⅰ 男女が共に築く町おおい	①家庭・地域での慣習の見直し及び意識の改革	(1) 男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し及び意識の改革
		(2) 町民の自主的な活動の支援・促進
		(3) 男女共同参画に関する調査及び情報提供
	②政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会等への女性の参画の促進
		(2) 行政等における女性職員の登用拡大
		(3) 地域、民間企業、団体等における女性参画の促進
	③男女が共に支える農山漁村の確立	(1) 地域における男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し
		(2) 地域における方針決定過程への女性の参画促進
		(3) 女性の主体性が生かせる就業条件の支援
		(4) 住みよく活動しやすい環境づくり
	④多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 家庭における男女共同参画を基本とした養育
		(2) 学校等における男女平等意識の教育
(3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進		

Ⅱ 男女が共に活躍できる町おおい	①働く場における男女平等の実現	(1) 均等な雇用の機会と待遇確保の推進
		(2) 働く女性の母性保護の推進
		(3) 女性の能力発揮の支援
		(4) 多様な働き方に伴う就業条件の整備
		(5) 自営業における男女共同参画の推進
	②男女の仕事と家庭生活の両立支援	(1) 仕事と家庭の両立のための職場環境の整備
		(2) 仕事と家庭の両立の社会的支援
	③男女で共に担う家庭・地域生活の実現	(1) 家事・育児・介護に対する男女の共同責任
		(2) 男女が共に参画する地域づくりの促進

Ⅲ 男女が共に安心して暮らせる町おおい	①異性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 異性への暴力に対する厳正な対処及び暴力防止の啓発推進
		(2) 被害者に対する相談、支援策の充実
	②メディアにおける人権の尊重	(1) メディアにおける人権の尊重
		(2) インターネット等新たなメディアの適正な利用
		(3) 行政の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進
	③男女が共に思いやる健康づくり	(1) 性と生殖に関する健康・権利に関する意識の浸透
		(2) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援
		(3) 男女の健康をおびやかす問題についての対策の推進
		(4) 性に関する教育・啓発の推進
	④高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	(1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
		(2) 高齢者が安心して暮らせる生活環境づくり
		(3) 高齢者の社会参加の促進
		(4) 障害者の自立した生活の支援
	⑤国際交流と協力の推進	(1) 国際交流と協力の推進

# 計 画 の 内 容

## I 「男女が共に築く町おおい」

### 課 題 ① 家庭・地域での慣習の見直し及び意識の改革

男女がそれぞれの個性を生かし、一人ひとりの能力を発揮することのできる男女共同参画社会を実現するためには、「男は仕事、女は家事」といった性別による固定的な役割分担を解消することが必要です。

家庭においても性別によって異なるしつけをしたり、子どもに対する期待の度合いが違ったりすることが見受けられます。また、地域の活動の中には男性中心の考え方で運営されるものもあります。

このようなことから、社会や地域の制度・慣行を男女共同参画という視点から見直すとともに、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく家庭や地域の慣習やしきたりの見直し及び意識の改革が必要です。



何事にも協力し、お互いに助け合い、出来ることから始めよう！

《数値目標》

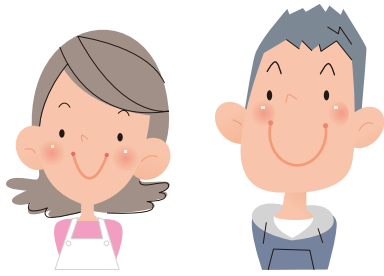
指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
家庭生活について、「男性が優遇されている」と回答した人	H28	54%	H34	37%以下

### 課 題 ② 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女とも住みやすく、暮らしやすい社会を創るためには、環境保全、資源循環、生産活動、生活等あらゆる分野において、企画の段階から男女が共に参画し意見を反映させていくことが重要です。

このため、団体や企業、団体等の公的・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくことが必要です。

また、社会のあらゆる分野で女性の意見を反映させるために女性自身が力をつけていくことも重要です。



社会的責任を有する役割を依頼されたら、勇気を出して前に進んでみよう！ 何事もチャレンジだよ！ 男性も理解してるよ！

### 《数値目標》

指標名	年度	実績	年度	実績
審議会及び委員会等における女性委員の割合  ※地方自治法第202条の3の規定に基づく付属機関(18組織)	H18	12.9%	H27	14.8%
	H19	14.0%	H28	13.7%
	H20	13.8%	H29	19.5%
	H21	16.7%	年度	目標
	H22	16.3%	H30	20%
	H23	17.3%	H31	21%
	H24	18.2%	H32	22%
	H25	17.1%	H33	23%
	H26	14.8%	H34	24%以上

【参考】平成29年度おおい町内審議会及び委員会等(109組織)における女性委員の割合・・・39.0%  
[おおい町総務課調べ]

### 課題 ③ 男女が共に支える農山漁村の確立

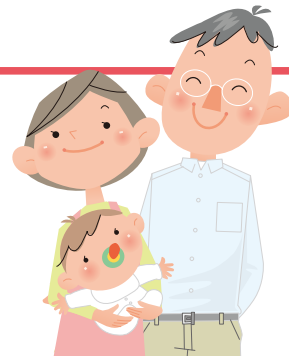
本町の農林水産業に就業している女性は、農林水産業の重要な担い手です。農林水産物の加工や直売等の起業活動にも取り組み、また家族経営協定を結ぶなど、地域の活性化活動の担い手としても重要な役割を果たしています。

しかし、女性の農林水産業経営での位置付けが十分ではないことや、各種団体等の役員への女性の登用など方針決定過程への参画も低い現状にあること、地域での総会等における発言の機会が慣習やしきたり等により限られていることなど農山漁村の女性を取り巻く環境は決して恵まれたものではありません。

このため、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習やしきたりの見直し、意識の改革を進め、農山漁村に生活する一人ひとりが自由に発言できる、住みやすく活動しやすい環境づくりを進める必要があります。

また、女性がその貢献に見合う評価を受け、男女が対等なパートナーとして経営や家庭生活、地域活動に参画していく必要があります。

みんなが、おおい町民であることに誇りをもてるような町を目指そう！



## 課題 ④ 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女の平等と人権の尊重についての認識及び価値観は、小さい頃から家庭・学校・地域社会の中で形成されるものです。このため、男女共同参画社会の実現にとってこれらにおける教育・学習の果たす役割は大きなものがあります。

また、性別に基づく固定的な役割分担意識を払拭するには、男女平等意識の醸成を生涯にわたって推進していくことが重要です。

このようなことから、男女共同参画の視点から男女が多様な選択を可能にする教育・学習の充実が必要です。



「男の子だから」、「女の子だから」、  
という偏見は捨て、子どもの色々な  
可能性を広げていこう！

## 【平成28年度意識調査アンケート結果より】

**問** あなたの家庭では次の項目については誰が行っていますか？  
また、誰がすべき（してほしい）と思いますか？

項目	誰がしていますか？	誰がすべき（してほしい）と思いますか？
食事のしたく	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 77% 両方…………… 10% 家族全員…………… 3% その他（無回答含む）…………… 10%	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 33% 両方…………… 27% 家族全員…………… 23% その他（無回答含む）…………… 17%
掃除	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 63% 両方…………… 24% 家族全員…………… 10% その他（無回答含む）…………… 3%	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 10% 両方…………… 37% 家族全員…………… 40% その他（無回答含む）…………… 13%
洗濯	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 87% 両方…………… 3% 家族全員…………… 7% その他（無回答含む）…………… 3%	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 40% 両方…………… 27% 家族全員…………… 20% その他（無回答含む）…………… 13%
育児	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 37% 両方…………… 10% 家族全員…………… 17% その他（無回答含む）…………… 36%	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 10% 両方…………… 27% 家族全員…………… 33% その他（無回答含む）…………… 30%
介護	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 27% 両方…………… 13% 家族全員…………… 13% その他（無回答含む）…………… 47%	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 7% 両方…………… 20% 家族全員…………… 53% その他（無回答含む）…………… 20%
ゴミ出し	主に夫（父）…………… 17% 主に妻（母）…………… 40% 両方…………… 33% 家族全員…………… 7% その他（無回答含む）…………… 3%	主に夫（父）…………… 7% 主に妻（母）…………… 10% 両方…………… 37% 家族全員…………… 33% その他（無回答含む）…………… 13%

(50～60代 30名の回答)

**問** 家庭で、何かしてもらった時に「ありがとう」と言っていますか？

項目	いつも言っている	時々言っている	全く言っていない	無回答
男性	58%	25%	17%	0%
女性	60%	40%	0%	0%



## 基本目標Ⅱ 「男女が共に活躍できる町おおい」

### 課題 ① 働く場における男女平等の実現

経済社会環境が変化する中で女性の就業率が高まる一方、仕事と家庭の両立が難しいなどの理由から女性が仕事を中断したり、育児を終えた女性の再就職が難しかったり、働く女性が妊娠・出産で不利益な取扱いを受けたりするというような事柄も考えられます。

豊かで活力ある社会が維持され、安定した社会保障制度が運営されるためには、就業の場に女性が進出し、その個性と能力を十分に発揮することが不可欠です。

「働くこと」は、生活を支える経済的基盤であるだけでなく、夢や希望を達成し、生きる喜びを得るための人生の基盤でもあります。男女雇用機会均等法や女性活躍推進法の趣旨にのっとり、女性の職業生活における活躍に向けた積極的な取組みを推進するなど、自営業も含めた働く場における男女平等の実現を図ることが必要です。



女性リーダーって生き生きしているよね！  
あなたもやってみませんか？

#### 《数値目標》

指標名	年度	実績	年度	目標
女性の就業率	H27	49%	H34	55%以上

(参考値) 全国48.3% 福井県52.6%

(平成27年国政調査結果)

#### 【平成28年度意識調査アンケート結果より】

**問** 女性の社会進出についてどう思いますか？

項目	女性もどんどん社会で活躍するべき	どちらかといえば社会で活躍するべき	どちらかといえば家庭を優先するべき	女性は何よりも家庭を優先するべき	無回答
男性	84%	8%	8%	0%	0%
女性	69%	23%	8%	0%	0%

## 課題② 男女の仕事と家庭生活の両立支援

近年では、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法など男女がともに育児・介護等を分担しながら、就業を継続していくための法的整備が進んでいますが、育児・介護休業制度の利用はまだ十分とはいえない状況です。

このようなことから、男女が協力して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を作るため、法制度の定着を推進し、制度を利用しやすい職場環境の整備を図る必要があります。女性にとって働きやすい職場は、男性にとっても、障害を抱える人や外国籍の人たちにとっても働きやすく、個性と能力を発揮することのできる環境です。

また、多様なライフスタイルに対応できるよう、社会全体で育児や介護を支援していくなど男女の仕事と家庭生活の両立を支援していくことが必要です。



仕事と家庭の両立の大変さをみんなが理解することが大切だね！

## 課題③ 男女で共に担う家庭・地域生活の実現

家事・育児・介護は、主に女性の役割とされていることから、特に職業を持っている女性にとって大きな負担となっています。

家事は男性がするものではないといった考え方もいまだに見受けられ、このような周囲の考え方が男女で家事等を分担することの妨げとなっています。

男性にとっても家庭生活に目を向けることは、青少年の健全育成、高齢期における生活を考えると重要な課題です。

また、地域においては区の活動やPTA活動等のほか、環境・教育・消費など様々な分野におけるボランティア等による活動が広がりを見せています。これらの地域活動に男女が共に参画することが重要です。

このようなことから、男女が対等な立場で家庭内や地域での責任を共に担い、豊かでゆとりのある生活を築くことが必要です。

それぞれの家庭の状況に合った共同参画をしよう！



## 基本目標Ⅲ 「男女が共に安心して暮らせる町おおい」

### 課題 ① 異性に対するあらゆる暴力の根絶

異性に対する暴力とは、公私を問わず、異性に対して身体的、精神的、性的、経済的、社会的に障害や苦しみをもたらす行為や、そのようなことを行うという脅迫などを指し、性犯罪、売買春、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人などのパートナーからの暴力＝DV）などの家庭内暴力（子どもを巻き込んだ暴力を含む）、セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）等様々なものがあります。このような異性に対する暴力は、異性に対する重大な人権侵害です。

今日では、女性だけではなく、男性のDV被害者や相談も増加傾向にあります。また、インターネットや携帯電話の普及により多様化しています。

家庭内の問題と思われがちですが、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係などその背景には社会的、構造的な問題があることを認識し、暴力を根絶するための意識啓発を行うとともに、被害者を救済し、相談する体制を整備することが必要です。

暴力(DV)の種類	
身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞める、髪を引っ張る、突き飛ばす、刃物などで脅す、など
精神的暴力	馬鹿にする、無視する、大声で怒鳴る、発言させない、大切にしているものを壊す、など
性的暴力	性行為の強要、避妊に協力しない、ポルノを無理に見せる、など
経済的暴力	生活費を渡さない、家計を厳しく管理し金銭的自由を与えない、など
子どもを利用した暴力	子どもに悪口を吹き込む、子どもを取り上げると脅す、など
社会的暴力	友人や親戚などとの付き合いを制限する、電話やメールの内容を細かくチェックする、行動を監視する、など

あなたは  
大丈夫ですか!?

配偶者や同棲相手ではなく、交際している相手から受ける暴力のことを「デートDV」と呼びます。デートDVは、中高生や大学生など未成年間でも起こります。



## 課題 ② メディアにおける人権の尊重

メディアによってもたらされる情報は、社会や人々の意識や行動に大きな影響を与えます。

メディアには、一方では男女共同参画意識が浸透するという大きな効果があります。しかし、他方では、番組基準や倫理規定等の策定、厳守等の様々な取り組みが進められていますが、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱ったもの、また、男性に対しても性差別的な情報が依然として存在しています。

情報通信技術の進展によりメディアの影響は、さらに大きくなるものと予想され、メディアにおける人権を尊重することが必要です。



### インターネットやSNSの悪用は

**絶対にやめよう！**



## 課題 ③ 男女が共に思いやる健康づくり

男女共に、ストレスを感じたり、健康に不安を持ったりする人が見られます。また、女性は、妊娠・出産によりライフサイクルを通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。

生涯にわたり、健康で豊かなゆとりある生活を送ることは、全ての人の望みであり、男女が共に自立して生きていくための基本的要件です。このため男女が共に、生涯を通じた健康づくりを進める必要があります、生涯を通じた健康管理支援が必要です。

特に、近年、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し健康を享受することの重要性が、注目されるようになりました。この性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ\*）という視点を重視しつつ、女性とその健康状況に応じて的確に自己管理ができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、各年齢段階に応じた課題に対応するため適切な体制を構築し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることが求められます。

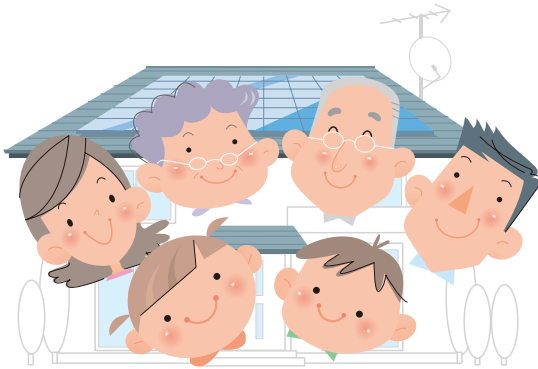
また、近年は、性に関する情報が氾濫する中で十代の少女が性犯罪の被害に遭ったり、自ら売春に走ったりするケースも増加しています。自らの性を商品化することにより、健康や人格形成に悪影響を及ぼすことが懸念されます。性非行の防止を進めるとともに性に関する正しい知識の啓発・教育が必要です。

#### 課題 ④ 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

高齢者の介護には家族全員の協力や地域における支え合いが必要ですが、現実には女性の負担が大きくなっています。

このような状況から、今後、ますます増大する高齢者の介護ニーズに的確に対応するとともに、長寿を真に喜ぶことができるための健康と生きがいづくりが必要です。

また、高齢者を単に支えられる側に位置付けるだけでなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的に捉えることが必要です。



家族みんなで協力しよう！

#### 課題 ⑤ 国際交流と協力の推進

社会・経済・文化等あらゆる分野において国際化が進展し、私たちの身近な生活においても国際社会との関わりが強くなっています。男女共同参画社会の形成は国際的な動向であり、日本における男女平等に向けた取り組みも国際社会の動きに対応して進められてきています。

私たち一人ひとりが、国際交流や協力を通じて互いの文化や国民性に対する理解を深め、「共に生きる」開かれた地域社会を実現するため、国際社会の一員として男女共同参画意識を広く推進していくことが必要となっています。



地域の人間関係を築くまでが大変だけど、地域の中で様々な行事に参加し頑張っている方々もいるよね！  
外国の文化の違いとともに、家庭生活における役割の違いなどを知るのも勉強になるね！

# 計 画 の 推 進

## 1 推進体制

男女共同参画を推進するため、「おおい町男女共同参画推進会議」を設置しています。男女共同参画社会の実現に向けて、町民・各種団体・事業者・行政の連携強化を図ります。

### おおい町男女共同参画推進会議

男女共同参画社会の実現に向けて、おおい町男女共同参画プランの推進に関する重要事項について審議し、広く意見を聴取するとともに、具体的に計画を推進します。



## 2 実効性

男女共同参画に関する町民の意識調査を定期的実施し、男女共同参画の取り組みに対する推進状況の把握に努め、適時に情報を公開することにより計画の実効性を高めます。また、社会情勢の変化により、必要に応じた見直しを行います。

# 相談窓口



★ひとりで悩まずにご相談を！

内容	窓口	電話番号	受付時間等
<b>女性総合相談</b> (一般相談・こころの相談・法律相談)  <b>配偶者に対する暴力相談</b>	福井県生活学習館 (ユー・アイふくい) 福井市下六条町 14-1	0776-41-7111  0776-41-7112	<b>【一般相談・配偶者に対する暴力相談】</b> 火～日曜日 (第3日曜日を除く) 9:00～16:45 <b>【こころの相談】</b> 毎月第1木曜日 13:00～16:00 <b>【法律相談】</b> 毎月第4土曜日 13:00～16:00 ※祝日の翌日・年末年始(12月28日～1月4日)除く。
<b>配偶者に対する暴力相談</b>	嶺南振興局若狭健康福祉センター (配偶者暴力被害者支援センター) 小浜市四谷町 3-10	0770-52-1300	平日 8:30～17:15 ※土日・祝日・年末年始除く。
<b>性犯罪被害やストーカー被害などの相談</b>	福井県警察本部 「レディーステレフォン」 福井市大手 3丁目 17-1	0776-29-2110 (フリーダイヤル) 0120-292-170	平日 8:30～17:15 ※土日・祝日・年末年始除く。
<b>人権相談</b>	福井県人権センター 福井市手寄 1丁目 4-1 アオッサ7階	0776-29-2111	火～金曜日、第2第4日曜日とその前日の土曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始除く。
<b>高齢者に関する総合相談</b>	おおい町地域包括支援センター おおい町本郷 92-51-1	0770-77-2770	平日 8:30～17:15 ※土日・祝日・年末年始除く。
<b>心配ごと相談</b>	おおい町社会福祉協議会 おおい町本郷 82-14 あみーシャン大飯内	0770-77-3415	毎月第1金曜日 (祝日の場合は次週) 9:00～12:00 ※年末年始除く。

おおい町男女共同参画推進会議 (総務課) TEL0770-77-4050

**第3次おい町男女共同参画プラン** 平成30年3月 発行

---

発行 おおい町

〒919-2111 福井県大飯郡おい町本郷136-1-1  
TEL.0770-77-1111 FAX.0770-77-1289